



生活困難者に対する相談支援事業 相談・支援の流れ

支援期間の目安(約3か月)

発見

支援を必要とする人（生活困難者）を発見します。

- 本人・家族（親族）
- 地域住民
- 民生委員児童委員
- 福祉委員等

状況把握

状況を把握します

生活困難者本人宅を訪問するなどして、支援を必要とする人の状態や生活等の状況を把握します。

課題整理

課題を整理します

生活が困難となる支援を必要とする人自身や生活課題を明確します。

支援策

課題に対応する支援策を検討します

明らかになった課題を解決するための支援策を検討します。

つなぎ

制度・サービスにつなぎます

- 生活困窮者自立相談支援機関
- 行政（福祉事務所等）
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 障害者相談支援事業所
- その他福祉施設、事業所等

経済的支援

経済的に支援します（現物給付）

緊急性がある場合、10万円を上限とし経済的支援を行います。（ただし現金給付でなく、食材の買い物や電気・ガス代等の支払をCSWが本人と同行して行います。）
支援した金額は後から協議会

見守り

ネットワークで継続的に見守ります

地域で自立した生活が送れるよう、地域のさまざまな支援機関、支え合い活動に関わる人達とのネットワークで、継続的に見守ります。

「困っている人を放つとかない」という思いは、福祉に携わる我々の思いの原点です。ぜひ、社会福祉法人の皆様の力を結集し、制度の狭間の課題に真摯に取り組み、「地域から求められる社会福祉法人」を共に目指しましょう。